

令和6年4月1日 法律改正

相続登記が 義務化されました



相続に関するルールが変わり、令和6年4月以前(義務化前)に発生した相続については**令和9年3月31日までに申請が必要です。**

秋田県司法書士会では、下記の会場・日程で相続に関するセミナー、相談会を開催いたします。相続登記が義務化され、何がどのように変わったのかを司法書士が詳しくご説明いたします。相続について詳しく知りたい方、相続登記の相談をしたい方など、お気軽にご参加ください。

〈横手支部〉**横手市会場**

相続セミナー及び相続登記無料相談会

令和8年

2月7日(土)

〈会場〉横手市交流センター
Y2(わいわい)ぶらざ研修室3
横手市駅前町1番21号

〈講師〉司法書士
齊藤 親司

相続セミナー「よくわかる相続」 13:30～14:30

相続登記無料相談会 14:30～16:30

予約は**不要**です。先着24名(参加は**無料**です)

〈秋田支部〉**秋田市会場**

司法書士による相続セミナー

令和8年

3月14日(土)

〈会場〉秋田県教育会館
B会議室
秋田市山王四丁目4番14号

〈講師〉司法書士
梅崎 昌弘

相続セミナー「初歩の相続」 13:30～17:00

第1講「基本のしくみ」相続全般編 13:30～15:00

第2講「手順と費用」相続手続編 15:20～16:50

予約が**必要**です。先着50名(参加は**無料**です)

○お問い合わせは

相続登記・遺言に関するご相談は司法書士へ。初回の相談を無料でご利用いただけます。お近くの司法書士事務所をご案内いたします。

秋田県司法書士会 相続登記相談センター ☎ **018-824-0055**

秋田市山王6丁目3番4号

秋田県司法書士会

検索